

NTT『災害時用ダイヤル(171)』



被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板です。

内容

- 地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が急激に増加し、電話がつながり難い状況(電話ふくそう)が発災当日～数日間続きます。
- NTT東日本、NTT西日本では、このような状況の緩和を図るため、災害時に限定してご利用可能な「災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)」を提供しています。

利用できる電話

- 加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話、災害時特設公衆電話から利用できます。
- 携帯電話やPHS等の他社電話サービスからもご利用いただけますが、詳しくは各通信事業者へお問い合わせください。 ※ダイヤル式電話機での利用はできません。

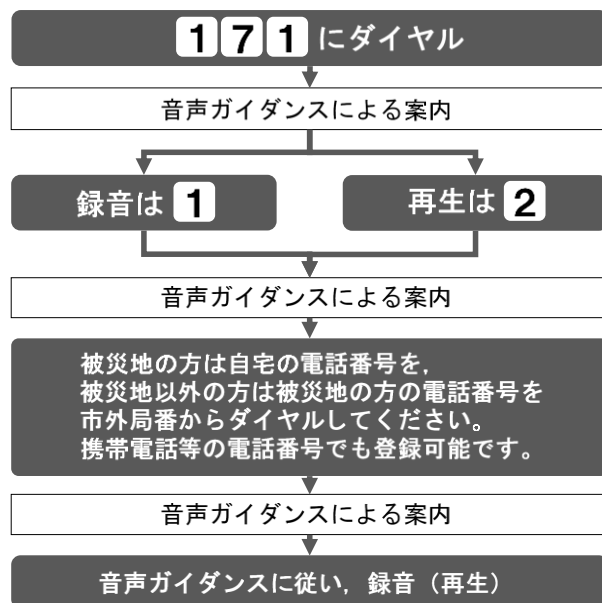
登録できる電話番号

- 災害により、電話がかかりにくくなっている地域の加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。登録可能な設定範囲は、市外局番を単位としておこないます。

利用料金

- 伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。
- NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。
- 他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については、各通信事業者にお問い合わせください。

利用方法



NTT『災害時用伝言板(web171)』



インターネットを利用して被災地の方の安否確認をおこなう伝言板です。

内容

- 「災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)」に加え、伝言情報(テキスト)の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板(web171)」を提供しています。
- 災害等の発生時、被災地域(避難所等含む)の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報(テキスト)の登録が可能なサービスです。
- 登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国(海外も含む)から閲覧、追加伝言登録ができます。

利用できる環境

- インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等で利用できます。(※一部の機種では利用できません)

登録できる電話番号

- 加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号

利用料金

- 安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

利用方法



<https://www.web171.jp>



↑へアクセス または「web171」と検索

伝言を登録する
被災地の方などの

被災地の電話番号市外局番から入力
携帯電話等の電話番号でも登録可能です。

電話番号を入力

説明に従い、

登録/確認

※ 確認時に他社の伝言板に伝言がある場合はリンクが表示されます。

体験利用について



利用日と時間	◎毎月1日および15日	00:00 ~ 24:00
	◎正月三が日	1月1日の 0:00 ~ 1月3日の 24:00
	◎防災週間	8月30日の 9:00 ~ 9月5日の 17:00
	◎防災とボランティア週間	1月15日の 9:00 ~ 1月21日の 17:00
利用料金	災害時伝言ダイヤル171	伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT 東日本またはNTT 西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。
	災害用伝言板 web171	体験利用であっても通信料は発生します。
伝言保存期間		体験利用期間のみ

高知市Net119 緊急通報システム



対象

高知市に在住又は高知市内の事業所、各種学校に通勤・通学される聴覚や言語等に障害のある方

利用条件

- ① 高知市Net119緊急通報システムは**事前登録制**です。あらかじめ登録申請をおこなう必要があります。
- ② インターネット接続機能が使えるスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンが必要となります。
- ③ 高知市Net119緊急通報システム利用規約をご確認いただき、同意された場合に限り、ご利用いただけます。

申請登録方法

高知市Net119利用申請書に必要事項を記入し、申請窓口に提出して登録を行ってください。

【このページに関するお問い合わせ先】

高知市消防局 総合指令課

住所：高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター 5階

TEL：088-871-7503

対応時間：平日8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

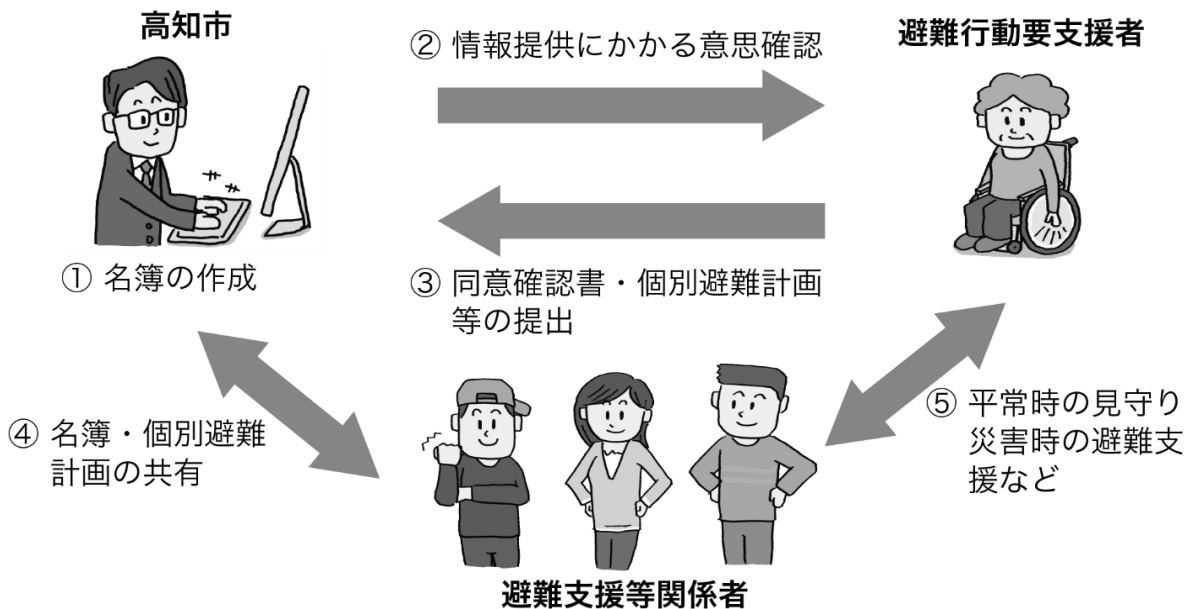
詳しくは
こちらへ



避難行動要支援者対策

内容

災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」から事前に同意を得て、避難支援等関係者へ要支援者の情報等を提供することで、平常時の見守りや災害時の安否確認、避難誘導等の支援につなげる取り組みです。



名簿

- 避難支援等のため、避難行動要支援者の氏名や住所等を一覧にした名簿です。
- 本市では以下の要件に該当する方を名簿に掲載しています。

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する方
- ③ 療育手帳Aを所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑤ 日常生活において、部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者
- ⑥ 上記以外で特に支援の必要があり、支援を希望する方

※①～⑤に該当せず、名簿への掲載を希望される場合は、地域防災推進課までご連絡ください。

個別避難計画

避難行動要支援者ごとに、避難支援実施のため配慮すべき事項や避難場所等を記載した計画です。

活用方法

- 発災時：避難支援等関係者に名簿や個別避難計画の情報を提供し、避難の手助けや安否確認に使用します。
 - 平常時：本人の同意があれば、避難支援等関係者へ情報を提供し、防災訓練や日頃の見守り等に使用します。
- ※ 名簿や個別避難計画に記載されている個人情報、災害時支援以外の目的では使用されません。



避難支援等関係者

以下の団体等が対象となります。

- 地区民生委員児童委員協議会 ● 高知市社会福祉協議会
- 地区社会福祉協議会 ● 自主防災組織 ● 町内会（自治会・自治公民館等を含む）
- 高知市消防局 ● 高知市消防団 ● 高知県警察 ● その他市長が認めた団体



【避難行動要支援者対策に関するお問い合わせ先】

地域防災推進課

住 所：高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター 3階

T E L：088-823-9040

対応時間：平日8:30~17:15（土日祝日・年末年始を除く）

詳しくは
こちらへ



緊急避難場所・避難所



緊急避難場所



災害(津波や火事など)から命を守るため緊急的に避難するための施設や場所(公園、高台等)をいいます。

- このうち市があらかじめ指定した施設や場所を「**指定緊急避難場所**」といいます。
- 指定緊急避難場所の一覧は、防災政策課のホームページにて公開しています。
- 「**津波避難ビル**」もこの緊急避難場所に該当します。
- 津波避難ビルの一覧は、地域防災推進課のホームページにて公開しています。

避難所



避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在する、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいいます。

- このうち、市があらかじめ指定した施設を「**指定避難所**」といいます。
- なお、風水害時には緊急速報メール等で開設している指定避難所をお知らせします。
- 指定避難所の一覧は、防災政策課のホームページにて公開しています。
- ※ 避難所には、一般スペース(体育館等)での生活が難しい方のために「**要配慮者スペース**」を設けています。近隣の避難所の要配慮者スペースは、地域防災推進課ホームページにて公開している、避難所運営マニュアルをご確認ください。

【指定緊急避難場所・指定避難所に関するお問い合わせ先】

防災政策課

住 所：高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター 5階

T E L：088-823-9055

対応時間：平日8:30~17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは
こちらへ



【津波避難ビル・避難所運営マニュアルに関するお問い合わせ先】

地域防災推進課

住 所：高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター 3階

T E L：088-823-9040

対応時間：平日8:30~17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは
こちらへ



福祉避難所

指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方(要配慮者)のために設置する避難所です。

指定避難所に避難した要配慮者の状況を把握した上で設置の必要性を判断し、開設される避難所です。

○ 福祉避難所の一覧は、健康福祉総務課のホームページにて公開しています。

【福祉避難所に関するお問い合わせ先】

健康福祉総務課

住 所：高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎2階

T E L：088-823-9440

対応時間：平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは
こちらへ



ここも
チェック！

ハザードマップ



○ 「ハザードマップ」は、自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図で表したものです。

○ 防災政策課のホームページにて、以下の内容を公開しています。

- ▶ 洪水ハザードマップ
- ▶ 土砂災害ハザードマップ
- ▶ 大規模盛土造成地マップ
- ▶ 地震・津波ハザードマップ ▶ 液状化危険度図・微地形区分図

【ハザードマップに関するお問い合わせ先】

防災政策課

住 所：高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター 5階

T E L：088-823-9055

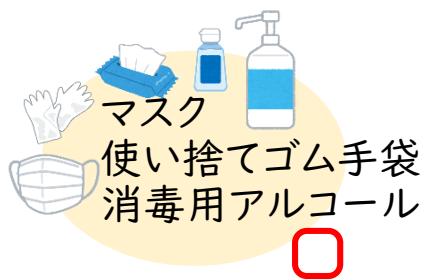
対応時間：平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは
こちらへ



非常時に備えて用意しておくよいもの 【例】

※内容には個人差がありますので、その他必要なものは各自ご準備ください。



さらに

人工呼吸器等の医療機器を使用している方 【例】

※内容には個人差がありますので、その他必要なものは各自ご準備ください。

非常用電源

- バッテリー
- 発電機
- 自動車のシガーソケットからの電源
- ガソリン(自動車、発電機用)
- インバーター
- 延長コード



気管切開・人工呼吸器

- 人工鼻
- 気管カニューレ
- Y字ガーゼ
- 注射器
- 吸引チューブ
- 呼吸器回路一式
- 滅菌精製水



意志伝達ツール

- 透明文字盤
- 絵カード
- メモ・筆記用具



代替医療機器

- アンビューバッグ
- 足踏み式吸引器等



胃瘻

- 接続チューブ
- イリゲーター
- 栄養セット
- 蒸留水
- 経管栄養剤
- 注射器



在宅酸素

- 酸素ボンベ
- カニューレ
- 延長チューブ



ここも
チェック!

『災害時個別支援計画』について

人工呼吸器を使用している方や在宅で酸素療法をされている方等は、南海トラフ地震や風水害、またそれに伴う停電等が発生した場合は、電力の確保や避難の体制等、その状態に応じた緊急時の対応が必要となってきます。

災害時個別支援計画は、日頃からの備え、災害発生時の行動手順、必要な物品を患者本人・家族と療養に関わる医療・福祉・行政等の関係者が一緒に確認し、情報を共有しながら作成していくものです。

※災害時の備えに不安な方は下記までご相談ください。

子ども発達支援センター(子ども育成課)

住所：高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎3階

TEL：088-823-9552

対応時間：平日8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)

